## 監查報告書

平成21年5月18日

学校法人 親和学園

理事会 御中評議員会 御中

学校法人 親和学園

監事图平茂登圖

監事大部部遊腦

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人親和学園寄附行為第16条に基づいて学校法人 親和学園(以下、当学園という)の平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長、常務理事から業務の報告を聴取するとともに、会計監査人である監査法人トーマツから監査の報告を求めるなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは当学園の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、当学園の平成21年3月31日現在の財産及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月1日

学校法人 親 和 学 園 理事会 御 中

## 監査法人トー

公路会計士 芝 大



△昭全計士 了、市本 洋之



当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭 和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人親和学園の平成20年度(平 成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人 件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表 及び基本金明細表を含む。)について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、 当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行 った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保 証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及 びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表 示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な 基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準 拠して、学校法人親和学園の平成21年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及 び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上